

三 歐洲諸国に於ける綴字改良論

(明治二十八年七月)

上田 万年

『太陽』(明治二十八年七月号)に發表されたもので、歐洲諸国の綴字改良問題の歴史を述べ、我が国における仮名遣い問題の解決の参考にしようとしたもの。上田万年(一八六二—一九四二)は西歐の近代言語学を日本に紹介した言語学者で、東京帝国大学教授、文部省専門学務局長、東京帝国大学文科大
学長、神宮皇学館長、国学院大学長。国語調査委員会委員、
同主事、臨時仮名遣調査委員会委員、臨時国語調査会委員、
同会長。

新文字論、今や再び世に出で来りぬ。新語法論、亦漸々卓見ある和学者によりて唱へられんとす。思ふに後者に対しては、かたくななる守旧論者の外は、左程に不承知をいふ者あらざるべし、そはむしろ同範圍内の變更に止る者なればなり。然れども、前者に対しては、議論百出、到底一朝一夕には其歸定する所を知り難からむ、こは必ずしも学説の如何のみが、其命運を支配すべきにあらずして、同時に亦実業家の所謂今の間にあふ事、及び其結果たる利益問題、これに伴ふべ

ければなり。

予は今茲に此等の論点につき、予の意見を吐露する者にあらず。予は単に歐洲諸国に於ける綴字改良論の顛末を述べて、聊か以上の大問題に干係ある諸君子の一覽に供し、併せて予輩が早晚履まざるべからざる経歴の、前途を照す燭光たらしめんとす。予は仮りに、第一以太利亞。第二西班牙。第三葡萄牙。第四仏蘭西。第五荷蘭。第六独逸。第七丁抹。第八瑞典。第九英吉利等の順序を取るべし。

第一、以太利亞に於ける綴字改良。以太利亞の綴字法は、殆ど完全の度に達したる者なり。こは十三世紀の始めに、タスカニーの天才、ダンテによりて其国語一定せられし頃より、既に其基礎を得たる者にして、ダンテは羅匈語の転訛せる各洲の方言中より、其最も善き元素を選択して、茲に一標準語を規定し、さてこれを筆に写す折には、出来べきだけ精密に、其発音に拠りたるなり。かくの如くして、爾後の学者も、亦十六世紀に設立せられし種々の文学的アカデミーも、羅匈語を標準とする語源的綴字法には毫も注意せざりしなり。其後此綴字法に殊に注意せる有名なる学者には、レオナルヂサルビヤチ(Leonardi Salviani)とベネデットブオンマテイ(Benedetto Buonmattei)とありて、前者は千五百八十四年に一書を著はして、羅匈語の aptum dictum より転訛して出て来りたる、apto dicto の綴りをば、当時の発音通り

atto ditto と書く事に定めぬ。後者は又千六百四十二年に、其文典を出版せしが、其後有名なるクルシカのアカデミーによりて採用せられ、此時より希臘より入り来りしφの字の代はりにfの字を用ゐて、*folosofa*, *ortografia* と書く事とせしのみか、人名地名をへも *Filippo Filadelfa* 等と書き、且つ又発音せざる文字は、凡て捨つる事とせり。仮令は *Scripsi* を *Scrissi*, *Psalm* を *Salm*, *Ptolomeus* を *Tolomeo* とせる上の、P音の如きなり。其後千七百三十八年に、以上のアカデミーにて、右の文典の増補改版ありし以後は、殆ど此上に変化なしと云ひても不可なきが如し。

第二 西班牙に於ける綴字改良。西班牙の綴字法も、以太利亞の綴字法と共に、先づは完全の度に達し居るものなり。此改良は、昔時西班牙の隆盛を極めし頃に、着手せられしものにて、吾人の記憶する所によれば、千四百九十二年頃に出版せられたる一書、其嚆矢ならんかと思はる。而して此書は、全く音標的綴字法を主張したるものなりしなり。次でかのコロンのブスの保護者として有名なる、フェルデナンド帝及びイサベラ皇后の朝の大学者、レブリハ *Lebrixa* は、猶一層其綴り方を簡単にし、之を秩序的にして一般に行はしめんと企てしが、其後三十種ばかりの綴字法競ひ出で来りて、かゝる美筆をも竟に曖昧模糊の中に終らしめぬ。次で千六百九年に出版せられたる *Ortografia Castellana* 書中に、マテオ、アレ

マン *Mateo Aleman* は、悉皆語源的綴字法を拒絶し、羅甸、希臘、ヘブリエー、阿刺比亞等の語も、皆一に西班牙國語の発音法に拠らざるべからずと主張せり。其後千七百十四年に、西班牙國語の標準語を制定せんが為に、西班牙語のアカデミー *Academia de La Lengua Española* 建立せられ、千七百四十四年に、第一回の綴字法改良案を発せし以來、千八百十五年の第八回目の改良案に至りて、アカデミーは尤も必要なる変更を認定し、爾後二十五年を経て、其綴字法は全国一般に用ゐらるゝに至りぬ。かくの如くして、現に今用ゐられ居る西班牙文字は二十八字にて、Wの字を除きての外は、大抵皆英字に同じく、唯茲には右の外に *ch* *el* *ñ* 等の、多少異りたる者あるのみなり。而して一字にして二個の価値を有するものは、Cの字唯一字にして、これとても勿論、一定の規則の下に、S又はKの如くに発音せらるゝなり。

第三 葡萄牙に於ける綴字改良。葡萄牙に於ける綴字改良は、近年教育に従する者の頻りに唱導し始めし所にして、彼等は綴字改良に関する特別の委員を選挙して、此事を協議せしめしが、其委員は遂に千八百七十七年に *Parecer da Comissão de Reforma Ortografia* にて、愈その決行に賛成する旨の報告をなし、かくして音標的主義に基く精密なる綴字法の、輸入を熱心に主張せり。これと同時に、右の委員は、かゝる改良は有力なる維持者を要すとの点に注意し、こ

れを王立学士会院に向て望み、よし其提出せる綴字法たらずとも、何にもせよ、学士会院これを選び、これを定め、これを決行し、併て文典の選定、語彙の編纂にまでも進むべしと、勸告せり。予輩は其後此運動につきて委細を知ること能はずと雖も、思ふにこれまた机の上に置れつゝある者ならんか、敢て此語学の専門家の示教を俟つ。

第四 仏蘭西に於ける綴字改良。 仏蘭西は第十六世紀に於て、其折まで用る来たりし旧法より脱却して、綴字法上一大改革をなさんとし、現に文法家ピエール、ド、ラ、ラメー *Pierre de la Ramée* 詩人バィフ、*Baif* 等が熱心に新文字を輸入せんと務めしにも関わらず、仏蘭西のアカデミーは、西班牙及以太利のアカデミーとは異りて、毫も其説に賛成せざりしのみか、却つて之に抵抗し、遂にその後二百年間は(たまにはポルトローヤリストの如き、有名なる教育の改革家の、此上に吐露せる意見もありしかど、概しては)諸人をして此事に再び思はしめざるに至れり。十九世紀に至り、此事再び社会の再考を煩すに至り、現にマール *Marie* の如きは、千八百三十九年に、尤も簡單なる綴字法を作りて、当時の卓見なる博士達にも賛成する者頗る多かりしが、其後不幸にも此党派派問題となり遂に西班牙のレブリハの綴字法同様、はかなき最後を遂げ行きぬ。其後幾多の学士は、猶引続き此事を論ぜざるにあらず、然れども大勢は、未だこれらの上に眼を注がざ

るが如し。猶此等の事に関して、ポールジョソン *Paul Jonon* の音標的綴字法原理に、委しく述べあれば好事の諸君は就て見るべし。

畢竟するに、言語学の發達、発音学の研究等が、仏蘭西の近代の語学者に、改革的精神を注入せるは事實なり、即ちこれらの人々には、到底現代の綴字法は、満足を与へざるものなり。故に早晩衝突の起り来べきは、今より予想するを得べし。然れども、アカデミーとて悉皆綴字法の改革を為さずといふにはあらず、種々の語のかき方等の上には、毎年其改良を布告しつゝあるを忘るべからず。されど同時に、幾百年間の培養を積み来れる仏蘭西語は、現在の綴字法の儘にても、吾輩東洋人が自国の文学を学ぶ場合などよりは、幾万倍かたやすく学ばるゝ様、なり居る事も記憶せざるべからず。従つて仏蘭西などの綴字法は、よしや大衝突の場合なりとて、我國の新字論の如き、根本的改革を要せざるべき事も、記憶せざるべからず。

第五 荷蘭に於ける綴字改良。 此世紀の初に至るまでは、荷蘭の綴字法は極めて乱雑なるものなりしが、千八百四年に至りて、教授フォンジゲンビーク (*Prof. Von Siegenbeek*) の論文に基き、改革論者漸く一團結を為すに至り、ジゲンビーク氏綴字法と称せる者、爾後大に行はれて、延いて千八百七十三年まで来りぬ。然るに其時デフリース *De Vries* 及

テウインケル Te Winkel の両氏より、重要なる改革案を提出せられしかば、政府はこれを採用する事となれりといふ。然れども、猶他の綴字法も実際は行はれ居るよしなれば、此国の綴字法の命運は、多分適者生存の理によるの外はなからむ。

第六 独逸に於ける綴字改良。英語仏語等の綴字法と比較すれば、独逸語の綴字法が遙に勝り居る事は、今更論ずるまでもなけれども、独逸帝国及其聯邦の教育家は、猶一層簡単に之を為すべしと、熱望し居るが如し。千八百五十四年に、集会はハノブル、及ライプツヒの両所に開かれ、此会にて在来の綴字法を多少変更し、それをばハノブルの高等学校に、圧制的に採用せしめたり。これと同主義の新綴字法をば、千八百六十年にウイルテムベルク国、其小学及高等学校に採用し、千八百六十一年には墺土利、千八百六十六年にはバ、リヤ国、皆之に倣へり。然れども右等の綴字法は悉く同一の者ならざりければ、独逸内に種々の書き方、種々の書籍等生じ来るべき恐は充分ありしなり。是に於てか、千八百七十二年十月に、ドレスデン府に各聯邦政府の代表者を招集し、此会にて普魯士亞の文部大臣ドクトルフアルクは、教授フォンラウマー Prof. Voh Raumer を指名して、其案を作らしめんと発言し、各聯邦政府亦これに従ひ、かくして其案成り、活版に附せらるゝに及びて、フォンラウマー氏の外、印刷者一名、出版

者一名、教育家八名合せて十一名の特別委員を設け、之を研究せしむる事となれり。其会は千八百七十六年一月に開会し、多少の修正をなして、右の案を可決したり、其時の報告は出版せられて

Verhandlungen der zur Herstellung grosser
Einigung in der deutschen Rechtschreibung
berufenen Konferenz.

といふ、千八百七十六年ハルレ市にての刊行に係る。

此時委員の可決せし案は、現に今日までも一般国民の再考に附せられつゝあるなり。しかれども、第一、語頭に用ゐる華文字の制限の事、第二、重複なる諸文字を棄て去る事、第三、ローマ字を一般に用ゐる事、等の外は、他の点にて一致を求むる事、極めて困難なるが如し。

これと同時に、又他の一方にては、政府の採るかゝる因循主義に満足せぬ学者達、極端的の音標的主義の改革を執行せんとて、千八百七十六年十二月一日に其会を組織し、爾後十四ヶ月の短き時期の中に、東はモスコより西はフライデルフイヤに至るまで、七十種の支会を設くるに至れり。

此改良論者の一をドクトルフリツケ Dr. Fricke とす。著書に綴字法一冊あり。フリツケは曰く、予の法に従へば、ゴシツク文字を廃し、綴り字法を簡単にするが故に、在来の法よりは、一人の小兒に恰も千時間だけの学校時間を浪費せしめず

と。

之に反するものを、ハンブルクの教授ウィーク Prof. Wiiek とす。此の人は三十二字にても、その音を書き現はし得べしと主張し、フリツケの説を駁して、さる複雑なる方法は無用なりといふ。

而して、独逸政府の此事に熱心なる、官吏には必ず新法をも併せ学ばしめ、又兵士にも其公文には、必ず新法を用ゐるべしと命じたり。知らず独逸国民は、遂に此点に於て、吾人の好模範となり了るべきや、否や。

第七及第八 瑞典丁抹に於ける綴字改良。瑞典に於ても、綴字法は此百年来、それ／＼適當の学者によりて研究せられ、純粹の音標的主義熱心に主張せられ、現に瑞典のアカデミーは、其立案の幾部を採用し、之を綴字教科書に組入れたり。然れども、政府は始より毫も此上へ容喙せざるが故に、従て亦實際上にも一致乏しきが如し。之に反し、丁抹にては教授ラスク Prof. Rask 及び他の学者及学校教師等によりて、主張せられし綴字法は、政府之を採用し遂に政府の手にて(一)重なりたる子音(二)発音せられぬ e 字及 d 字(三)q 字を廃する事及び其他の事に関する事を一公文として発布したり。

然れども、此公文は決して圧制的の者にはあらず。政府はたゞ此上に其嗜好を示せるに過ぎずして、各個人の自由を奪ふとはあらず。近頃にては此方法は遂に公私の学校に弘通

するに至り、従つてむかしのゴシック文字は、漸々廃用に歸せしが如し。

かくて千八百六十九年に瑞典、諾威、丁抹等の学者の一集会、ストックホルム府に於て開会せられ、こゝにて此等のスカンヂナビヤ語に共通すべき音標的綴字法を建立せんとし、種々評議の末、綴字を規定する辞書を出版する事となれり。其後果して此運動が充分成功しつゝ進み居るや、否や、予輩は不肖にしてまだ之を聞かず。

第九 英国に於ける綴字改良。英国に於て綴字改良に関する最近の運動は、千八百七十七年頃、倫敦初等教育会主として之を主張し、其他百有余の地方教育会之に賛成し、遂に同会は千八百七十八年一月十八日に、教育評議会委員会の議長副議長に建言して、勅選取調委員を置かれん事を願望するに至れり。当時の建議書に曰く、

謹んで教育評議会閣下に白す。

第一 倫敦の教育会は去る十一月二十二日、左の決議を為せり。

(い) 当教育会は現行の綴字法が、教育上に及す大困難を認定し、従つて茲に其改良に関する最良手段を講ずべき、勅選委員会を招集せられん事を希望す。

(ろ) 此決議書の謄本をば、学会会及他の教育会に配布し、吾人が文部省の当局者に向ひ建言する折に、賛成者たらしむるを求むる事。

此決議に対し、右の學術会及一百の地方教育会は、賛成の意を表し、且つ其後選出せられし倫敦教育会の多数にも、此主義は歓迎せられたり。願くは初等教育の為に、此改良に対する調査委員の勅選あらん事を、委員会に付せられん事を。

第二 此問題は永らくの間、学者及教育家の注意を惹きたりしなり。閣下も知らるゝが如く、英吉利及ウェールズに於ける初等教育の結果は、決して満足すべきものにあらず。而して女王陛下の視学官は、屢此失敗を、現行の不規律なる綴字法に歸したまへり。数多の大学者、数多の英米博言学者、及初等教育者の大団合は、此変更の必要を広告したるなり。以太利亞及其他の国も、既に尤も簡單なる綴字法を採用し、荷蘭及西班牙の如きも、現に大改革を實行しつゝあるにあらずや。其他独逸の如きも、普国文部大臣ドクトルフアルクの発言の下に、綴字改良を催し、其報告今や頒布せられたり。かくの如き時にあたり、英吉利語を話す小児にも、亦同じ方向に向つて、多少なすべき事なからむや。

第三 次に此問題は、教育会に取りて大干係を有す。現行の綴字法は、極めて時間且心力を浪費するものにして、之が為めに一層完全なる教育を授くる事も難く、又予備的と実業的とを問はず、一層高等の学問に入る上の、障碍ともなる事なり。かくの如く消費せらるゝ、時間及心力の金銭的価値は、計り難しといへども、さりとて決して些少のものにはあらざるべ

し。そは教育者が免許状を得るにも、初等教育の不完全なる読方及綴字法によりて、其数減少する事、恰も他の文官試験の候補者の、悪しき綴字法にて幾多排斥せらるゝが如きを以て見るべし。

第四 此問題は政府にも亦大干係あり。教育は今日にては国家的事業なり。而して小児が読方を学び、書方を習ふに際し、猶他日に之を實習する望みなきが如きことあらば、政府の目的は決して達したりといふべからざらむ。たとへば四百万の小児は、監督学校に入らざるべからず、而して其実費は公衆より供するものなり。

況んや、千八百七十六年の教育令によれば、小児は一定の綴字法を使ひ分け得べき度まで発達せねば、普通職業を与ふべからずといふにあらずや。故に、如何にしても教育上、かゝる人工的の困難が取去られざるべからざる事は、何の点より見るも必要なり。此取除は、同時に一国の經濟にも又一国の教育の進歩にも必要なり。

第五 此問題は又他の一点より、政府に干係を有するものなり。もし我等の望むが如く、調査の結果として新しき綴字法制定せらるゝ時は、政府は此の組織をば、普通教育、文官試験、及政府の文書等に採用し、かくして之を保護奨励しゆかば、現行の不規律的のものは、遂に其跡を絶つに至るべし。然る後生じ来るべき、政府と教育事業との間の親密なる干係

は、政府に其今日まで有せざりし権力を与へ且正しく義務の一部をも増さしむべし。もしかくの如くせば、政府は常に教育の性質を増進し、其費用を減少せしむるのみならず、又同時に吾国の労働社会をして、格別の優劣なしに大陸の労働社会と競争せしむるを得べし。

第六 今更茲に、英語の綴字法に干する不都合なる点を、喋喋論ずる必要はなけれども、さりとて又此歎願の理由を確むべき、三四の条項を具陳するも、決して無益にあらざるべしと信ず。

吾人の使用する仮字は、重複にもあり、又物足らずもあり、而して亦矛盾をも為し居るなり。従つて其結果は、発音原理にも抛らず、又語源論にも抛らざる、幾多の人工的仕組を有し、而して其人工的仕組は、数十字の綴り方に影響を及しつゝあるなり。既に英国に活版事業の入り来りしより、th及びdhの二字は其用を失し、他の全く特別な価値これに附せられたるが如し。

故に吾人の切に望む所は、第一現存する文字を明確に且つ矛盾なく用ゐざるべからざる事、第二同音を現はす諸文字を調査して後、其孰れかを一つ採用する事、第三思想の結合或は異趣を示すが為には、例外を許すべきかを研究する事、第四もし其例外を許す時は、活字を異にして初等教育に用ゐる教科書に、此例外を示しおくべき事等を定むるにあり。

語源よりいふも、音よりいふも、又は意義の上よりいふも、實際同一なる語が、前後時代を殊にして、此国語に入り来りし為に、種々に発音せらるゝ事あり。かくの如きは人を迷はし、義を隠す上に、与りて力ある者といふべし。

其外数多の語は、誤解せられたる語源論よりして、誤りて綴らるゝ事あり。又模範とすべき辞書を見ても、殆と二千程の語には、種々の綴り方あることを知らざるべからず。

第七 某等は以上陳述する諸点に対し、殊更に最も能く其弊を撤去すべき綴字法を指摘して、其通過を予め望むが如き事を為すを欲りせず。然れども、一の恰当なる方法が有すべき条件だけを告白し置く事だけは、敢て躊躇すべきにあらざると信ず。

よし又茲に一新法出で来りたりとて、某等は直に之れを取りて、全社会に使用せしむべしとはいはず。況んや吾国文学の研究を難くし、現行の書籍の価値を低うするが如き、固より決して望む所にあらず。然れども、某等は教育家として此問題を實際より観察し、一日も早く簡単と一致とを得んことを勉め、同時に亦智識及思想を助くべき者を保護せん事を冀ふ。某等は信ず、かくの如き結果を得んには、政府自ら其研究に従事せざるべからずと。而して此難問題を説き了るべき綴字法が、眼前にある實際の目的にも適すべしといふ事も、決して忘るべきにあらざるなり。

故に某等は以上陳述する所の者の外に、左の四項を附記して、敢て文部の当局者、及勅選委員閣下の参考に供せんとす。

一 尋常英語の読方及び書方を教授する新式を、自由に採用せしむべき事。

二 最少の不都合を忍びて、最大の便益を得べき一綴字法を得んが為に、茲に其方策を求むる事。

三 何処までも語源的干係を示す事を勉め、唯一部の改革に止むべきか、或は現行の綴字法の外に、随意に用ゐしむべき純全なる音標的綴字法を作るべきか、を定むる事。

四 愈これを決定する暁には、政府より与ふる制裁には如何なる良手段ありや。

建議書は右の如し、而してかゝる運動に賛成せる言語学者には、実に左の諸氏ありたりしなり。

オックスフォルト大学 Prof. Max Müller, Prof. Sayce

ケムブリッジ大学 Skeas

セントアンドリュース大学 Meikle John

倫敦 Dr. Augus, Dr. Morris, Dr. Murray

博言学会々長 Sweet

北米合衆国 Prof. Whitney, Prof. Marsh

此等の人々及び以上の教育家等は、今日とても決して其説を棄てたるにあらず。然れども英国の社会は、遂に未だ此為に動かされたるを聞かざるなり。米国とても亦然り、千八百七十六年八月、フライデルフイヤーにて開会せられたる、英語綴字法に関する万国学会にて、此事を議せられし以来、コンネクチカット或はペンシルベニヤ等の立法部は、一時熱心に此事の討究に尽力せしが、此頃にては又さる噂も頓に消失せたるが如し。たゞ英国にて將に成功せられんとしつゝあるは、印度の固有名詞を綴る法にして、これは政府の指定通り行はるゝ望充分あり。こは法令を始め、地図にも、郵便にも、電信にも、皆用ゐられ、小学校の読本すら、之に従ふもの尠からずなりぬ。

以上陳述し来れる歐洲各国の中、魯士亜の綴字法に關しては、予輩は未だ其如何を知るあたはず、こも亦先輩の示教を俟つの外なし。

而して最後に、日本に於ける綴字法の歴史は如何に。上古言文一致の風破れて、定家仮名遣法なるもの興り、定家仮名遣法破れて、契沖の語源的綴字法行はれぬ。爾後二百年、恰も亦此上に論難を試むる者なかりしが、維新の世となり泰西の學術輸入せられて、支那學其価値を失ひし頃に、かなの会起り、次て又羅馬字会起り、かなの会内割れして雪月花の三部となり、羅馬字会も亦意見の衝突ありて、新旧の二派となり、而

して最後に皆諸共に泣き寝入りとなりぬ。主唱者や熱心ならざりし、会員や例の浮気なりし、抑も亦社会や頑迷無智何事も解せざりし。或は然らむ、或は然らざらむ。予輩は容易に此判断を公言するに忍びざるものなり。

たゞ以上陳述する所にして、少しにても今日以後、此事を論ずる諸君子の参考ともなりなむには、予輩の喜び果していかならむ。 (明治廿七年十二月)